

「夢洲カジノを止める大阪府民の会」 会則

第1条(名称)

名称を、「夢洲カジノを止める大阪府民の会」とする。

第2条(所在地)

〒536-0008 大阪市城東区関目6丁目4番2号カサビアンカ関目103

第3条(目的)

大阪夢洲カジノの設置に反対し、誘致計画を撤回させる。

第4条(活動)

目的を達成するため会員相互の意見交換・交流の場を提供し、必要なあらゆる活動を進める。個人や団体のネットワークづくりを進め、地域の取り組みや個人の活動を尊重し協力する。会員相互のリスペクトを前提に個人の信条や活動の自由を保障し、会員はみな平等の権限を持つ。

第5条(構成員)

目的に賛同する個人で構成する。地域会や連絡会をつくることができる。

第6条(総会・役員 選出・運営)

(1)年に1回、総会を開催する。

(2)次の役員を会員の中から総会で選出する。

代表2名 事務局長1名 事務局員5名以上(会計担当、HP担当、ML担当、資料作成担当、運営担当など必要な担当者を置く) 監査2名

(3)日常的な活動は、総会の総意をもとに事務局会議を開催しこれを進める。必要に応じて全体会議を開催する。

第7条(財政)

活動費は、賛同カンパ金と事業収入などで賄う。会計年度を毎年4月1日から3月31日とする。

付 則

本会則は、2023年6月24日に承認を得、実施する。

-----<切り取り>-----

●名 前 _____

●連絡先

<住所> 〒 _____

<電話> _____

<メールアドレス> _____ @ _____